**平成３０年（フ）第７９１号**
横浜市磯子区磯子３丁目７番22―103号
債務者　山入端　正
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第７９２号**
横浜市磯子区磯子３丁目７番22―103号
債務者　山入端　薫（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第１７号**
熊本県菊池市西寺1605―５　コートサンモール201、住民票上の住所熊本県山鹿市菊鹿町太田729番地
債務者　元山　沙貴
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月７日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

**平成３０年（フ）第２２４号**
静岡県島田市中河465番地の６
債務者　大石　秀子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月12日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成３０年（フ）第２２５号**
静岡県島田市中河465番地の６
債務者　大石　町子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月12日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成３０年（フ）第２９０号**
静岡市駿河区中島55番地の２　コアパレス101号、旧住所愛知県岡崎市中島中町４丁目５番地１　アイシン・エィ・ダブリュ六ツ美寮
債務者　瀬川　　翔
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月12日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成３０年（フ）第６２２号**
東京都調布市布田２丁目21番地７調布シュロス112
債務者　越雲由香里
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

## 破産手続廃止

**平成２９年（フ）第１９４号**
埼玉県川越市大塚１丁目31番地28
破産者　株式会社アトラスホーム
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第９２号**
鹿児島県曽於市末吉町二之方1987番地１
破産者　株式会社くりや
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２９年（フ）第１７４４号**
札幌市西区二十四軒３条５丁目４番26号
破産者　株式会社細川家
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成３０年（フ）第２０号**
岩手県気仙郡住田町上有住字小台18番地７
破産者　水野　孝洋
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

**平成２９年（フ）第７３号**
岩手県胆沢郡金ケ崎町三ヶ尻荒巻横道上30番地３
破産者　有限会社ヤナギヤ
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２９年（フ）第１１７号**
山形市八日町１丁目３番36号
破産者　株式会社３人設計デザインオフィス
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２１４号**
山形市三日町２丁目１番41号
破産者　株式会社出羽のさとあのの
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２２３号**
茨城県つくば市上郷1884番地
破産者　Ｖｏｙａｇｅ有限会社
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成３０年（フ）第３７号**
埼玉県桶川市川田谷4725番地の８
破産者　有限会社イナムラ製作所
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成３０年（フ）第８６号**
相模原市緑区大島852番地３
破産者　株式会社リペアサービス
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成３０年（フ）第２１号**
富山市水橋辻ヶ堂1275番地114
破産者　株式会社ナレッジデザイン
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部